

平成20年4月から

新しい健康診査制度が始まります

～加入している医療保険によって受診形態が異なります～

町民の皆さんには、今まで町の基本健康診査を受診していただいておりますが、医療制度改正に伴い、平成20年4月から、皆さんが加入している医療保険者（国保、社会保険、共済等）が行う生活習慣病予防を目的とした特定健康診査・特定保健指導を受診していただくこととなります。また、65歳以上の方は、特定健診と同時に介護予防を目的とした『生活機能評価』を受診していただくようになります。

特定健診、特定保健指導、
生活機能評価とは

特定健康診査（特定健診）では、メタボリックシンドロームに着目した健診を行い、健診の結果に応じて、病気と生活習慣との関連から、自ら生活習慣の改善を要すると判断される方には**特定保健指導**を行い、生活習慣病の有病者・予備群を減らすことを目的とします。また、**生活機能評価**は、心身の健康状態や日常生活の動作などをチェックして、介護状態をもたらす原因の早期発見を目的とし、日常の活動状況や栄養状態を調べる検査が盛り込まれています。

受診対象者は

特定健診受診対象者は、40～74歳までのすべての方が対象となります。75歳以上の方（後期高齢者医療制度に加入した方）については、特定健診に準じる健診を実施します。

生活機能評価受診対象者は、要介護認定を受けていない65歳以上のすべての方が対象となります。

どこで受診するの？

特定健診は、医療保険者の義務として行う健診です。従って、皆さんが加入している医療保険者が指定する健診機関で受診していただくこととなります。（下の囲み参照）

【国民健康保険に加入している方、75歳以上の方、生活保護を受けている方】

新冠町が指定する健診機関で健診を受けることとなります。

- ① 6月と10月に行う集団バス健診（保健センター）
（日程が決定しましたら、お知らせします。）
- ② 新冠町国民健康保険病院（通年で、実施します。）
- ③ 生活機能評価は、特定健診と同時に受診していただきます。

【国民健康保険以外の医療保険に加入している方】

- ① お勤めの方は、事業所で行う健診が優先されます。
- ② ご家族（被扶養者）は、加入している医療保険者が指定する健診機関で健診を受けることとなります。
- ③ 生活機能評価は、新冠町で指定する健診機関で受けることとなります。

